

参考資料 11 温暖化防止対策ポリシーミックスの逐次的実施

001019SN

中央環境審議会企画政策部会地球温暖化防止対策検討小委員会

提案：温暖化防止対策ポリシーミックスの逐次的実施

委員 西岡秀三

提案内容：政策を段階的に実施することによって、不確実性や合意に対する柔軟な対応を残しながら早期の対応を可能とする。

- 手順：
- ・単独のポリシーオプション（推進メカニズム）、あるいはオプションを組み合わせたポリシーミックスについて、可能なかぎり早期に、一部導入あるいはややゆるやかな形で導入する。
 - ・国際温暖化政策の動きや京都メカニズムの進展状況、国民各層への意識浸透と合意形成の進展をふまえながら、政策効果をモニタリングしつつ、対策を調整（多分強化の方向とみられる）していく。
 - ・「約束の達成について明らかな前進」が求められている（議定書3条2項）2005年が一つの再調整のタイミングとみられる。
 - ・さらに約束期間が開始される2008年には、その後5年間での約束達成にむけての再度の調整が必要であろう。
 - ・さらにこの期間、関係者(Stakeholders)間の透明性のある話し合いの場を常時設定しておくことが不可欠である。

具体的なイメージ：別図

提案の背景：

- ・前回議論にあったように、約束期間ぎりぎりになっての摩擦のおおきな政策実施は危険であり、目標達成にむけてなだらかな形での政策実施がのぞましい。そのためには早期の政策導入が不可欠である。
- ・早期に政策の方向性を提示することによって、各層へのアナウンス効果があり、長期投資の目標設定と段階的实施が容易になる。また交渉力保持のための国内での削減体制形成が行いやすい。技術進歩も推進される。
- ・しかしながらいまの時点でrigidな政策形成をおこなうには、まだいくつかの不確実な要因がある。

政策効果：例えば現行の諸対策の効果はどうであるかの判定に時間がかかり、炭素税導入による削減効果の論議など実行してみないと評価が出来ない政策もある。

国際情勢：京都メカニズムの設計、シンの扱いなどCOP6の決定状況をふまえる必要があり、さらにはその後の国際的調整に時間がかかるとみられる。また、排出権取引市場の形成やCDMの規模など、京都メカニズムの進展状況をみきわめる必要がある。さらには、他国政策形成が産業の国際競争力や排出権取引市場を通じて日本に影響するであろう。

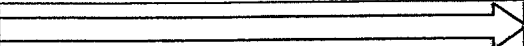
国内情勢：国民的合意形成に時間がかかる。また、国内排出権市場の形成がどこまですすむか等のみきわめがいろいろある。産業の国際市場との調整にも時間がかかるとみられる。

科学的知見：温暖化の進行状況の把握に時間がかかるが、はっきりしたときには手遅れになる。

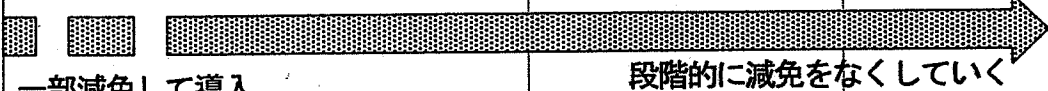
- ・このような場合、目標を明確に設定し、達成手段は時間的、対象面、政策強度をフレキシブルにし、PDCAの過程を組み込むLearning by doingによる探索的逐次政策形成手順が望ましい。
- 摩擦をおそれて無策のまま短期が長期を先食したり、制度が目的化して長期が短期にたいして専横にふるまうことがあってはならない。

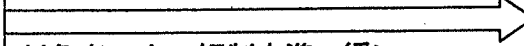
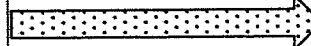
時間軸に沿ったポリシーミックスの発展の方向性

1. 各推進メカニズムにおける発展の方向性

年	2005 年	2008 年
排出量取引		
	対象者：少、キャップ水準：緩い	
		
	対象者：中 キャップ水準：中	
		
		対象者：多 キャップ水準：厳しい

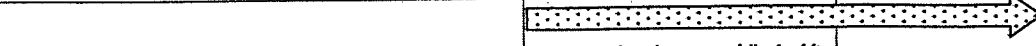
年	2005 年	2008 年
環境税①		
	低税率で導入	
		段階的に税率を上げていく

年	2005 年	2008 年
環境税②		
	一部減免して導入	
		段階的に減免をなくしていく

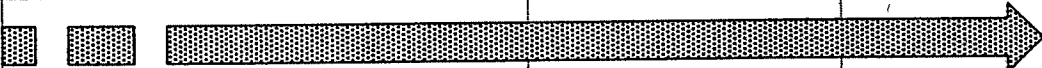
年	2005 年	2008 年
規制（協定）		
	対象者：少、規制水準：緩い	
		
	対象者：中 規制水準：中	
		
		対象者：多 規制水準：厳しい

2. ポリシーミックスの発展の方向性

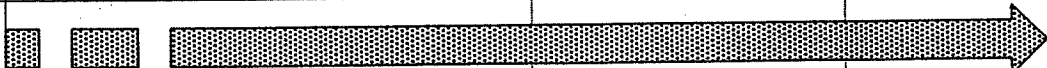
例 1

年	2005 年	2008 年
環境税		
	(対象：全部門)	
排出量取引		
	2005 年までの排出状況を踏まえて導入するかどうかを決定 (対象：大量排出者)	
規制（協定）		
	2005 年までの排出状況を踏まえて導入するかどうかを決定 (対象：大量排出者)	

例 2

年	2005 年	2008 年
環境税		
	一部減免して導入	
排出量取引		
	減免対象者に対して導入	
		
		キャップ水準を厳しくする

例 3

年	2005 年	2008 年
環境税		
	一部減免して導入	
規制（協定）		
	減免対象者に対して導入	
		
		規制水準を厳しくする